



このような方はまずはこちらをご覧ください！

引越したい

リフォームしたい

ケース1 ↓

ケース2 ↓

土砂災害特別警戒区域内に住宅がある

移転補助について
ご相談ください。

課税所得金額が
507万円未満である。

補強補助について
ご相談ください。

※土砂災害特別警戒区域は以下の大阪府ホームページ
「大阪府内の土砂災害防止法の指定状況」より確認できます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

大阪府 特別警戒区域

検索

お問い合わせ・ご相談

茨木市建設部下水道施設課 <申請窓口>

072-620-1667

大阪府都市整備部河川室河川環境課

06-6941-0351

大阪府茨木土木事務所 河川砂防グループ

072-627-1121

土砂災害の危険は ありませんか？

住宅移転・補強を 支援します

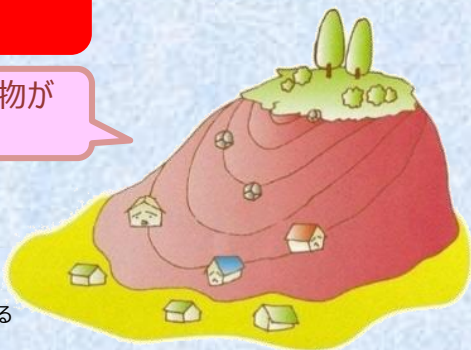
土砂災害特別警戒区域内の家屋移転・補強に対する補助制度について



うちは対象なの？

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

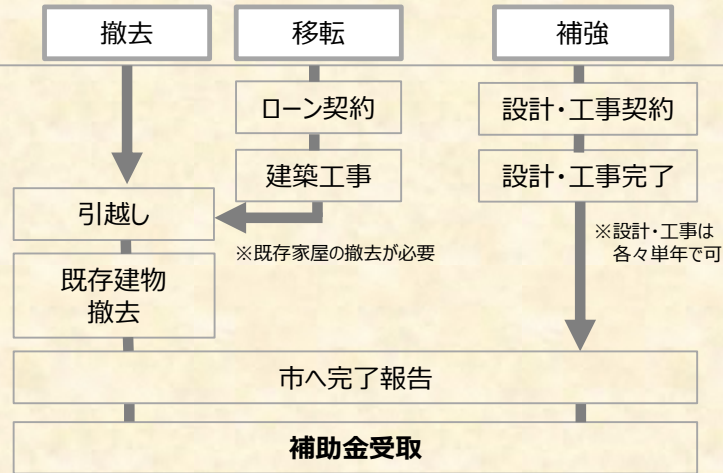
特別警戒区域内の建物が補助対象です。



- ★土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築された家屋が対象です。
- ★移転先が茨木市内である必要があります。
- ★移転先が危険な住宅でない必要があります。

補助を受けるまで

市へ補助申請 (※採択要件があります。事前相談が必要です。)



土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強について支援します。

移転 ~土砂災害の危険からの避難(移転)

補強 ~土砂災害の危険から住宅を守る

どんな補助があるの？

住宅の撤去にかかる費用 (除却等費)

・危険住宅の除却に要する費用：m²当たりの限度額×延べ床面積 (令和6年度の限度額) **木造住宅：3.2万円/m² 非木造住宅：4.6万円/m²**
m²当たりの限度額は、住宅局標準建設費等通知に基づき毎年度変更されます。最新の限度額は大阪府のホームページでご確認ください。

大阪府 移転補強 検索

・その他除却等に要する費用 (動産移転費等) : **97万5千円**



住宅の移転にかかる費用 (建物助成費)



危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうちローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。
最大421万円 (建物325万円、土地96万円)

住宅の補強および土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用

補強擁壁などの土砂災害から住宅を守る施設が対象になります。



設計費用

対象費用 (補強設計費用) の23%
1棟あたり 最大15.4万円
(設計費限度額：67.2万円)

工事費用

対象費用 (補強工事費用) の23%
1棟あたり 最大77.2万円
(工事費限度額：336万円)

